お知らせ



ご契約の際のご注意:ご契約の際には本書面および別紙約款をよくお読みください。

		工事請負契約書	
発注者			ک
• • • •	会 社 名	株式会社 山豊工建 ここすも	<b>-</b>
	住 所	愛知県豊川市千歳通3丁目10-1 ハウスドゥ!豊川中央店内	_
	電話番号	0533-75-6905	_
	代表者名		- とは
(工事名)			- の施工について
マの条項と別	紙記載の工事	請負契約約款、設計図、仕様書、見積書にもとづいて、	_ 工事請負契約を結ぶ。
1. 工 특	事場所		_
2. エ	期	着手	_
		契約の日から 日以内	
		完 成 ———————————————————————————————————	
		契約の日から 日以内	
3. 引渡	しの時期	完成の日	
4. 請 負	代 金 額	金	
うちエ	事価格(取引	に係る消費税等を除く額)	_
-	:引に係る消費: <b>弋金の支払</b>	NE (1 EV.	<del>-</del>
5. 請負f 支払 支払		契約金 円也 ( 着手金 円也 ( 中間金 円也 ( 現金持参 現金集金 現金振込 ( 使用目的の名称・商標(製造業者)・形式・種類・数 仕様書・見積書の記載に従う。 目的物の瑕疵についての請負者の責任、契約解除に関 契約内容については、本書面および別紙記載の工事請	する事項及びその他の
5. 請負付 支 を 使 で で で で で そ	<b>七金の支払</b> 公時期 公方法商 品 の 他 の証として本書	契約金       円也 (         着手金       円也 (         中間金       円也 (         最終金       円也 (         現金持参       現金振込 (         使用目的の名称・商標(製造業者)・形式・種類・数         仕様書・見積書の記載に従う。         目的物の瑕疵についての請負者の責任、契約解除に関	する事項及びその他の 負契約約款に従う。
<ul> <li>5. 請負付支</li> <li>使 を</li> <li>6. で</li> <li>7. で</li> <li>条件を</li> <li>4. で</li> <li>4. で</li> <li>5. お</li> <li>6. で</li> <li>7. で</li> <li>4. で</li> <li>4. で</li> <li>5. お</li> <li>6. で</li> <li>7. で</li> <li>7. で</li> <li>4. で</li> <li>4. で</li> <li>4. で</li> <li>5. で</li> <li>6. で</li> <li>7. で</li> <li>7. で</li> <li>4. で</li></ul>	<b>代金の支払</b> 公時期 公方法 南 品 の 他	契約金 円也 ( 着手金 円也 ( 中間金 円也 ( 現金持参 現金集金 現金振込 ( 使用目的の名称・商標(製造業者)・形式・種類・数 仕様書・見積書の記載に従う。 目的物の瑕疵についての請負者の責任、契約解除に関 契約内容については、本書面および別紙記載の工事請	する事項及びその他の 負契約約款に従う。
<ul><li>5. 請負を</li><li>6. 使 そ</li><li>7. こ保契する。</li></ul>	<b>大金の支払</b> 公時期 公方法商 他 の正として本書 住所・氏名	契約金 円也 (	する事項及びその他の 負契約約款に従う。
<ul><li>5. 請負支</li><li>6. 使 そ</li><li>7. こ保契子約</li><li>6. で</li><li>7. の有契発</li></ul>	<b>大金の支払</b> 公時期 公方法商 他 の正として本書 住所・氏名	契約金 円也 (	する事項及びその他の 負契約約款に従う。
<ul><li>5. 請負支</li><li>6. 使 そ</li><li>7. こ保契子約</li><li>6. で</li><li>7. の有契発</li></ul>	<b>七金の支払 払財 払財 払財 は商 の</b> ことして に任所 ・ 住所	契約金 円也 (	する事項及びその他の 負契約約款に従う。

- ② なお、請負者が、事実と違うことを告げたり威迫したことにより、発注者が誤認・困惑してクーリング・オフしなかった場合には、上記①の期間を経過していても、発注者はクーリング・オフができます。
- ③ ①、②の場合、発注者は、既になされた工事相当額を支払う必要はなく、既に代金を支払っている場合は遅延なくその金額の払い戻しを受けることができ、また土地・建物・工作物の原状回復を無償で請求することができます。
  - なお、発注者が上記①、②に従い本契約を解除した場合は、発注者は損害金又は違約金の請求を受けることはありません。